

ホールご利用の手引き

ホールご予約にあたり、以下のご利用手引きをお読みいただき、利用申請を行うようお願い申し上げます。取り決めに同意いただいた上でご申請ください。

1 会館設置目的

中央区立社会教育会館は区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的としています。

2 ホール利用承認までの流れ

- ① ホール利用を希望する場合は団体でのご利用をお願いします。会館利用団体(社会教育関係登録団体または一般登録団体)の登録を行ってください。
- ② ホール全体(舞台・客席付)での予約受付の場合は、利用希望月の6ヶ月前から予約受付が可能です。(団体種別により予約受付開始日が異なります。)
- ③ 「中央区立社会教育会館利用申請書(ホール用)」に必要事項を記載の上、利用申請をお願いします。
- ④ 利用申請書をもとに承認審査を行います。
- ⑤ 同一ご利用日に関して、予約と取消の繰り返し、またホール全体利用(舞台・客席付)でのご予約後にホールフロア利用でのご予約へ変更するなどの行為はご遠慮ください。
- ⑥ その他詳細は、「利用承認書」裏面のご注意事項をご一読ください。
- ⑦ 原則、申請書/承認書・領収書の名称(団体名)変更および再発行はできません。

3 事前打合せ

ホール全体(舞台・客席付)利用の場合、ご利用予定日のおよそ1ヶ月から2週間前までに必ず利用館のホールスタッフと事前打合せを行うようお願いします。

- ① 催し物の内容のわかる活動内容やチラシ、プログラム等の提出をお願いする場合がございます。当日のスケジュール確認、ご利用備品の確認を行うとともに、安全管理上、必要になります。
- ② 有事の際など緊急連絡が必要になった際の責任者(舞台監督または催事責任者)の連絡先をお知らせください。

4 利用時間・定員

【利用時間】

利用時間は準備(搬入・仕込み)作業から撤収作業(搬出)、原状回復までを含む時間となります。

ご利用時間内に完全退館できるように余裕をもって催し物の進行や手順をお考えください。

退出時には楽屋およびロビーの原状回復も併せてお願いします。

【定員】

定員を厳守してください。また立見・座席の追加は固くお断りします。

利用形態により定員数に制限を設けて運用しています。

- ① 日本橋社会教育会館 ホール全体（舞台、客席、附帯設備をご利用の場合）定員 204 名（車椅子含む）
フロアのみ利用 定員 80 名
- ② 月島社会教育会館 ホール全体（舞台、客席、附帯設備をご利用の場合）定員 240 名（車椅子含む）
フロアのみ利用 定員 100 名

5 ホール附帯設備

ホール利用料とは別に舞台・音響・照明設備などホール附帯設備をご利用の場合は使用料がかかります。

附帯設備使用料は、当日使用する附帯設備が確定後にお支払いください。

※ホールフロア利用の場合、ホール附帯設備および楽屋はご利用いただけません。

6 入場料徴収・物販・寄付

- ① 入場料徴収や物販される場合は、団体種別に関わらず、ホール使用料は一般登録団体料金の 5 割増しの金額になります。
- ② 寄付を募る際でも関係組織、団体への収益とする場合には上記と同様の取り扱いとなります。

7 ホール利用制限

中央区立日本橋社会教育会館・月島社会教育会館のある建物は複合施設です。施設の仕様上、原則以下のご利用はできません。

- ① 和太鼓やドラムセットなど大きな音の出る楽器の利用（その他、持ち込み楽器がある場合は、事前に種類をお知らせください。）
- ② 騒音や振動など他施設の利用に支障がでるような利用
- ③ 危険物品等による火気やスモーク、水等を使用した利用
- ④ 消防法上の禁止行為を解除しての演出はできません。なお、非常灯や誘導灯の一時消灯もできません。
また安全管理上、ご利用内容や演出内容などご希望に添えない場合がございます。詳しくは利用を希望する会館にお問い合わせください。
- ⑤ 撮影・収録・配信場所としての利用のみを目的とした利用（撮影に関しては「第 10 項」をご覧ください。）

8 ホールご利用の際の注意事項

- ① 新型コロナウイルス感染症予防対策については、別紙「社会教育会館 利用のご案内」をご一読ください。
- ② ホール利用時の物品の搬入出に際して、駐車場利用のご希望がある場合には事前に利用館までご相談ください。
- ③ 係員の許可なく施設備品を移動しないでください。また、許可を得て移動した場合、退出時には原状回復をお願いします。
- ④ 壁、柱、窓に釘やガムテープなどを使用しないでください。
- ⑤ 許可なく、ご利用施設以外に立ち入らないでください。
- ⑥ 施設内は禁煙です。喫煙場所もございません。

- ⑦ 飲食可能な場所には制限があります。詳しくは利用館にお問合せください。但し、熱中症予防などにおける水分補給はこの範囲ではありません。
- ⑧ 飲酒（ノンアルコール飲料を含む）や、酒気帯び状態での利用はできません。
- ⑨ ごみ（楽屋、ロビー含む）は主催者にて責任をもってお持ち帰りくださいますようお願いいたします。当施設での回収は行っておりません。
- ⑩ 出演者に小人（小学校6年生以下）が含まれる場合、楽屋の利用は大人と同伴でお願いします。小人だけになることがないように主催者の管理のもとでご利用ください。
- ⑪ その他、不明な点は係員に連絡し、指示に従ってください。

9 会館利用の制限、利用承認の取り消し、入場制限など

次の場合は、利用の制限、入場制限、利用停止または取り消しなどを行うことがあります。

- ① 公の秩序を乱したり、善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- ② 営利を目的とするものと認められるとき。（事前に承認されている場合は除く。）
- ③ 会館の設置目的に反すると認められるとき。
- ④ 利用の権利を譲渡または転貸したとき。
- ⑤ 利用目的や利用条件に違反したとき。
- ⑥ 災害や工事、感染症予防対策等により会館の利用ができなくなったとき。
- ⑦ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- ⑧ 他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑨ 会館の設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ⑩ 登録または利用内容等に虚偽の申請があったとき。
- ⑪ 伝染性疾患があると認められる方の入場があったとき。
- ⑫ その他、会館の施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

10 撮影／収録・配信

- ① 撮影配信を希望される場合は「中央区立社会教育会館における撮影・配信等について」をお読みいただき、同意いただける場合は「中央区立社会教育会館撮影・配信等申請内訳書」に必要な事項をご記入の上、撮影希望日の1ヶ月前までにご提出をお願いします。上記申請内訳書をもとに事前打合せにて詳細を伺い、審査の上、可否を打合せ後1週間以内にご連絡いたします。
- ② 打合せ内容と相違がある場合や、申請内訳書の提出がない撮影・配信はいかなる場合もお断りします。
- ③ 撮影・配信に関わる設備や機材はございません。承認された際には主催者側でご用意をお願いします。
- ④ ご利用後、申請内容と相違があった場合などは、撮影記録の提出や配信の停止、データの削除・回収などをお願いする場合があります。

11 開催内容のお問い合わせ先に関して

当施設では、チケット販売や内容詳細に関するお問い合わせにお答えすることが出来ません。

チラシやパンフレット等を作成される場合は、お問い合わせ先に当施設を明記しないようお願いいたします（催事会場として会場名を表記する際には、「日本橋／月島社会教育会館ホール」と明記ください）。

1 2 装飾・お祝い等のお花に関して

郵送の際には会場階も明記してください。花台・花瓶などの附帯品は、ご依頼業者へ必ず引取りをお願いしてください（原則当日引取り）。当施設での廃棄等はできません。

1 3 エレベーターについて

当施設には、ホール搬入出専用のエレベーターがございません。

図書館等、他施設をご利用の来館者の方と共用で、サイズも一般的なものとなります。運搬可能サイズに関しては、お問い合わせください。

また、来場者が多数見込まれる場合は、1F及びホール階に誘導スタッフを配置ください。

1 4 貴重品管理について

当施設のある建物は複合施設であり、不特定多数の方が来館いたします。貴重品等につきましては、主催者にて責任をもって管理してください。紛失等に関しましては、当施設では責任の一切を負いかねます。

※日本橋社会教育会館の楽屋、廊下には主催用のロッカーがございます。

1 5 有事の際の対応

災害発生時は火災報知器及び緊急放送が流れます。

避難指示があった場合は係員の指示や館内放送に従ってください。